

# 一般競争入札による 有料時間貸駐車施設 貸付募集案内

(池尻複合施設)

平成30年1月

世田谷区財務部経理課

# 目 次

---

一般競争入札募集案内	．．．．．	P . 1
------------	-------	-------

1	貸付物件	．．．．．	P . 1
2	入札参加資格	．．．．．	P . 1
3	主な契約条件	．．．．．	P . 2
4	入札参加申込	．．．．．	P . 2
5	質問及び回答	．．．．．	P . 3
6	入札・開札	．．．．．	P . 3
7	落札者	．．．．．	P . 4
8	入札結果	．．．．．	P . 5
9	契 約	．．．．．	P . 5
10	契約締結後の提出物	．．．．．	P . 5
11	貸付料の支払い方法	．．．．．	P . 5
12	そ の 他	．．．．．	P . 5

貸付契約書(見本)	．．．．．	P . 6
-----------	-------	-------

案内図・明細図	．．．．．	P . 1 2
---------	-------	---------

## 提出書類様式

- 一般競争入札参加申込書兼受付書(第1号様式)
- 誓約書(第2号様式)

## 入札会場案内図

平成30年2月9日(金)に世田谷区が行う区有地の貸付にかかる一般競争入札については、世田谷区契約事務規則に定めるもののほか、本案内書に定めるところにより行います。

入札に参加される方は、本案内書内容をご確認のうえ、参加してください。

## 1 貸付物件

(1) 建物貸付物件(以下「本物件」といいます。)は、下表のとおりです。

物件番号	建物の所在 (住居表示)	面積 (㎡)	駐車台数	最低貸付価格(月額) (消費税抜)
1	世田谷区池尻二丁目3番11号	254.04	7台	40,000円

(2) 本物件は、発券機等工作物を除く舗装された現状での引渡しとなります。

(3) 12ページ以降に物件調書を掲載しています。物件調書は、入札に参加しようとする方(以下「入札参加者」といいます。)が物件の概要を把握するための参考資料です。物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。

(4) 新たに切り下げ等道路工事を行なう場合は、道路指導課占用に「道路工事等施工承認申請書」を提出し承認を得る必要があります。申請手続きについては予め入札参加者ご自身において確認し、落札後は速やかに申請してください

(5) 本物件の現地説明会は実施いたしませんので、現地の状況を確認される際は、近隣の迷惑にならないよう注意してください。

## 2 入札参加資格

次の欠格条項に該当しない方が入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員
- (3) 世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者
- (4) 前3号に掲げる者の代理人その他の協力者
- (5) 税金等の滞納がある者
- (6) 世田谷区の実施した一般競争入札による貸付において、落札者と決定されたにもかかわらず入札に付した土地又は建物について貸付契約を締結しなかった者で当該入札の日から2年を経過していないもの
- (7) 契約を締結したにもかかわらず契約期間中に契約を辞退した者で契約解約の日から2年を経過していないもの

### 3 主な契約条件

契約にあたり、特に留意していただきたい条件は次に掲げるとおりです。その他、6ページ以降の貸付契約書（見本）及び12ページ以降の物件調書を必ずご確認ください。

#### (1) 貸付期間

物件1：平成30年（2018年）4月1日から平成35年（2023年）3月31日までの5年間  
契約の更新はできません。駐車場の運営は平成30年（2018年）4月5日までに開始し、利用者に供することとします。

#### (2) 用途指定

本物件の使用は有料時間貸駐車場(コインパーキング)の用途に限定します。  
世田谷区立池尻複合施設内に設置される世田谷区立健康増進・交流施設を利用する障害者、公用車及び世田谷区が指定する車両の駐車場料金を無料とするための「無料サービス券」等の対応が可能であることとします。  
無料とした分の利用料金相当額は全額区が負担します。

#### (3) 利用料金

利用料金は1時間あたり400円を上限とします。

#### (4) 管理方法

駐車場管理の方法はフラップレス式(カメラ式)とします。

#### (5) 費用負担

本物件の使用に関連して生じる維持管理費用、保守点検費用および光熱水費等一切の費用は、落札者の負担とします。

#### (6) その他

落札者が契約に定める義務を履行しない時、または世田谷区が当該設置場所を公用又は公共の用に供する必要を生じた時には、区は契約を解除することができます。

### 4 入札参加申込

入札の参加に当たっては、本案内書を十分ご確認ください。受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。

#### (1) 受付期間

平成30年1月24日(水)から平成30年1月26日(金)午前9時から午後5時まで

#### (2) 受付場所

世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所第1庁舎2階20番窓口 財務部経理課財産管理係

(注) 直接来庁してお申込ください。(郵送・電話・ファクシミリ・電子メール等による受付は行いません。)

#### (3) 申込み必要書類

	提出書類	法人	個人
	一般競争入札参加申込書兼受付書(第1号様式)		
	誓約書(第2号様式)		
	全部事項証明書(現在事項証明書)		
	身分証明書(破産者等でないことの証明書)		

	登記されていないことの証明書 (成年被後見人・被保佐人等でないことの証明書)		
	印鑑(登録)証明書		
	納税証明書その3の3		
	納税証明書その3の2		

(注) 1 は、印鑑(登録)証明書で証明された印で押印してください。

2 ~ の書類は、発行後3ヶ月以内の原本とします。

3 ~ の書類は、落札できなかった場合には返却します。

#### (4) 申込み時交付書類

申込みを受け付けた際は、次の書類を交付します。

一般競争入札参加申込書兼受付書の写し(收受印を押印後、コピーを交付します。)  
入札書(第4号様式)及び入札用封筒

#### (5) その他

ア 受付期間内に申込みを行わない場合は、入札に参加することはできません。

イ 電子入札ではないため、電子入札システム及び世田谷区への業者登録は不要です。

## 5 質問及び回答

#### (1) 受付期間

平成30年1月4日(木)から平成30年1月18日(木)まで

#### (2) 受付方法

質問は全てメールにて受け付けます。電話、FAXでは受け付けませんので、ご了承ください。

質問受付担当：世田谷区財務部経理課財産管理係  
メールアドレス：SEA02234@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(注) 応募状況についてのお問い合わせには応じられません。

#### (3) 回答方法

質問及び回答は区ホームページにて公開します。入札参加者は質問及び回答もあわせてご確認ください。

## 6 入札・開札

#### (1) 入札、開札の日時及び場所

〔入札期日〕 平成30年2月9日(金)  
〔受付時間〕 午前9時30分から午前9時40分まで  
〔入札時間〕 午前9時30分から午前9時45分まで  
〔開札時間〕 午前9時45分  
〔会場〕 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区役所第1庁舎2階 経理課入札室  
入札会場案内図は、最終ページをご参照ください。

(注) 1 一度会場に入室すると、開札が終了するまで退出できません。

2 会場の都合上、入札室への入室は1入札参加者につき1名までといたします。

(2) 入札当日の必要書類等

入札当日は、次の書類に必要事項を記入・押印(必ず印鑑(登録)証明書で証明された印)の上、必ず持参してください。

一般競争入札参加申込書兼受付書の写し(世田谷区の收受印が押印してあるもの。)  
入札書(第4号様式)及び入札用封筒

(3) 入札書

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札用封筒に封入・糊付けし、所定の入札箱に投入してください。入札書及び入札用封筒は、入札参加申込受付時にお渡しします。

イ 入札金額は、物件の月額貸付料(消費税抜き)(日本円)を表示してください。

ウ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格がない者とした入札。

イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札。

ウ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印がないもの。

エ 同じ物件について2通以上の入札書を提出したもので、その前後を判別できないもの、又はその後発のもの。

オ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの。

カ 入札書を同封せずに行った入札。

キ 最低貸付価格に達しない金額での入札。

ク 前各号のほか、入札条件に違反したもの。

(5) 入札の辞退

入札を辞退される場合には、入札辞退届に必要な事項を記載のうえ、入札日前日までに提出してください。

(6) 開札

ア 開札は、入札後直ちに入札参加者立会いのもと公開で行います。

イ 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない世田谷区職員を立ち合わせます。

## 7 落札者

(1) 落札者は、世田谷区が定めた最低貸付価格以上の額で入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者としません。

(2) 落札者となるべき同金額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない世田谷区職員にくじを引かせます。

(3) 落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、世田谷区契約事務規則第4条の規定により、その後2年間は一般競争入札による貸付けには参加できません。

(4) 落札者が契約の締結を辞退した場合、他に最低貸付価格を超えていた二番札があるときは、二番札を入札したもの

を落札者とし、以降も同様とします。

## 8 入札結果

- (1) 開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者が無いときは、その旨を開札に立ち会った入札者・参加者に知らせます。
- (2) 入札者の氏名（法人の場合はその名称）及び入札金額を区ホームページに掲載します。

## 9 契約

- (1) 落札者は、平成30年2月16日（金）から平成30年3月9日（金）までに、別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約は、世田谷区が落札者とともに契約書に記名押印したときに成立します。
- (3) 契約の締結後、落札者の都合により契約を解約する場合、書面にて解約の旨の意思表示を行うこととし、契約を解約した場合は、その後2年間は一般競争入札による貸付には参加できません。

## 10 契約締結後の提出物

落札者は、契約締結後、次の資料を本物件所管課へ提出してください。

- (1) 工作物等設置工事のスケジュール表
- (2) 管理体制表（設置工事中、営業開始以降）
- (3) 配置図
- (4) その他（舗装や柵等の工作物の構造図）

## 11 貸付料の支払い方法

貸付料の支払いは契約所管課である市民活動・生涯現役推進課と協議のうえ決定します（一括払いまたは分納（毎月払い、年2回払い、年4回払い等））。貸付契約締結後、区が発行する納入通知書により、区が指定する方法又は契約書に定める方法により納付していただきます。

## 12 その他

契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

# 駐車施設貸付契約書（見本）

貸付人世田谷区（以下「甲」という。）と、借受人（以下「乙」という。）は、次の条項により駐車施設貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、地方自治法第238条の5第1項の規定に基づき、次の駐車施設（以下「この駐車施設」という。）を乙に貸し付ける。

貸付物件の表示

所 在 世田谷区池尻二丁目3番11号

世田谷区立池尻複合施設附属駐車施設

台 数 7台（254.04㎡ 別紙図面太枠内）

（用途指定等）

第2条 乙は、この駐車施設を時間貸駐車場（以下「駐車場」という。）として使用しなければならない。

2 乙は、駐車場の運営を平成30年（2018年）4月5日までに開始し、利用者に供しなければならない。

3 駐車場管理の方法はフラップレス式（カメラ式）とする。

4 駐車場の利用料金は、1時間あたり400円を上限とする。

5 駐車場に関する看板類、照明等の附属設備は、乙の負担により設置するものとし、その他必要な設備の設置については、甲と協議する。

（貸付期間）

第3条 この駐車施設の貸付期間は、平成30年（2018年）4月1日から平成35年（2023年）3月31日までの5年間とする。

2 乙が行う原状回復に要する期間は、第1項の貸付期間に含むものとする。

（貸付料）

第4条 この駐車施設の貸付料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税額相当分 円）とする。

2 前項の貸付料は当該月の1日から末日までの額までとする。1か月に満たない期間の貸付料は、当該月の日数を基礎として日割り計算した額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 乙は、第1項の貸付料を、甲が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、指定する場所において支払わなければならない。

4 乙は、第1項の貸付料をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該貸付料の金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年当りの割合は閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

（貸付料の改定）

第5条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、貸付料を改定することができる。

（1）本件駐車施設の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により貸付料が不相当となった場合

（2）近傍類似の駐車施設の賃料に比較して貸付料が不相当となった場合

（保証金）

第6条 本契約における債務の担保として乙から甲に預入れる敷金はない。

（権利金）

第7条 本契約における権利金の授受はない。



(物件の引渡し)

第8条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日にこの駐車施設を乙に引渡したものとする。

(反社会的勢力の排除)

第9条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(費用負担)

第10条 駐車場の運営に関連して生じる光熱水費等一切の費用は、乙の負担とする。

2 前項の他、本契約に関する費用負担についてはリスク分担表に定めるとおりとする。

3 リスク分担表に規定する事項で疑義がある場合又は規定する事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲と乙の協議の上リスク分担を決定する。

(禁止又は制限される行為)

第11条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) この駐車施設に建物を築造してはならない。

(2) この駐車施設を転貸し、又はこの駐車施設を使用する権利を譲渡してはならない。

(3) この駐車施設の形質について、第2条第3項及び第4項に規定するもの以外の変更を加えてはならない。

(4) この駐車施設を第2条第1項の用途以外に使用してはならない。

(管理責任)

第12条 駐車場の管理・運営については、乙が一切の責任を負うものとする。

2 第3条の貸付期間内及び本契約終了により乙がこの駐車施設を返還するまでの間、乙は、この駐車施設の美観維持に努め、この駐車施設において駐車場を管理・運営することによって生じる利用者、近隣住民等からの紛争、苦情等について一切の責任を負い、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、この駐車施設に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第14条 甲は、この駐車施設について、随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(契約期間内における解約)

第15条 甲は、この駐車施設を公用又は公共用に供する必要を生じたときは、本契約を解約することができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第4条第3項に規定する貸付料支払義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難で

あると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第2条に規定するこの駐車施設の使用目的遵守義務
- (2) 第11条各号に規定する義務
- (3) その他本契約書に規定する乙の義務

3 乙が次のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第9条各号の確約に反する事実が判明した場合
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合

4 前二項により本契約を解除した場合には、甲は既納の貸付料を乙に返還しない。

(解約権の留保)

第17条 甲は、乙に対して少なくとも3か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 乙は、甲に対して少なくとも3か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

3 甲は、この駐車施設を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、本契約を解約することができる。

(貸付料の清算)

第18条 甲は、前条各号の規定により本契約が解約された場合は、未経過期間にかかる貸付料を乙に返還する。

2 前項の規定により返還する未経過期間にかかる貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が本契約に基づき甲に金銭を支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺する。

(原状回復)

第19条 乙は、貸付期間の満了、解約その他の事由により本契約が終了する場合は、次の各号の定めに従い甲にこの駐車施設を明け渡し、返還するものとする。

(1) 乙は、甲が定める期日までに、設置した附属設備等を自己の負担で撤去し、この駐車施設を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(2) 甲は、乙が前号に定める原状回復を行わない場合は、乙の承諾を得ることなく、乙の費用負担のもとに原状回復することができる。

(3) 甲が書面により、この駐車施設等の全部又は一部を原状に回復することを免除した場合においては、乙は現状のまま返還することとする。

(4) 乙が甲に対してこの駐車施設の返還を遅延したときは、乙は、遅延した期間に応じた貸付料を甲に支払うものとする。

(了解事項)

第20条 甲及び乙は、本契約が借地借家法(平成3年法律第90号)の適用を受けないものであることを確認する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害その他甲の責に帰することのできない事由で乙が被った損害については、甲は、乙に対してその責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、この駐車施設の使用に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第23条 甲は、この駐車施設について、瑕疵担保責任を負わないものとする。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 25 条 本契約の締結から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 26 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲及び乙は、上記のとおり駐車施設貸付契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 区長 保坂展人

乙

### リスク分担表

種類	内容	負担者	
		世田谷区 (甲)	借受人 (乙)
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		
	乙に影響を及ぼす変更		
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		
	一般的な税制変更		
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力( )に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		
書類の誤り	甲が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	乙が提出した書類の内容の誤りによるもの		
資金調達	経費の支払い遅延(乙 甲)によって生じた事由		
駐車場施設の内装・舗装部分を含む管理物件の損傷	経年劣化によるもの(乙の設置した設備、軽微なもの)		
	経年劣化によるもの(配管排水設備等建物の躯体関連(外溝部分を含む)及び空調設備等建物と一体的に管理すべき設備)		
	乙が管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	駐車場利用者により生じた損傷等		
	第三者からの作為から生じたもので相手方が特定できないもの		
貸付終了時の費用	貸付期間が終了した場合又は期間中途における当該貸付を廃止した場合における借受人の撤収費用		

暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができない自然発生的又は人為的な現象

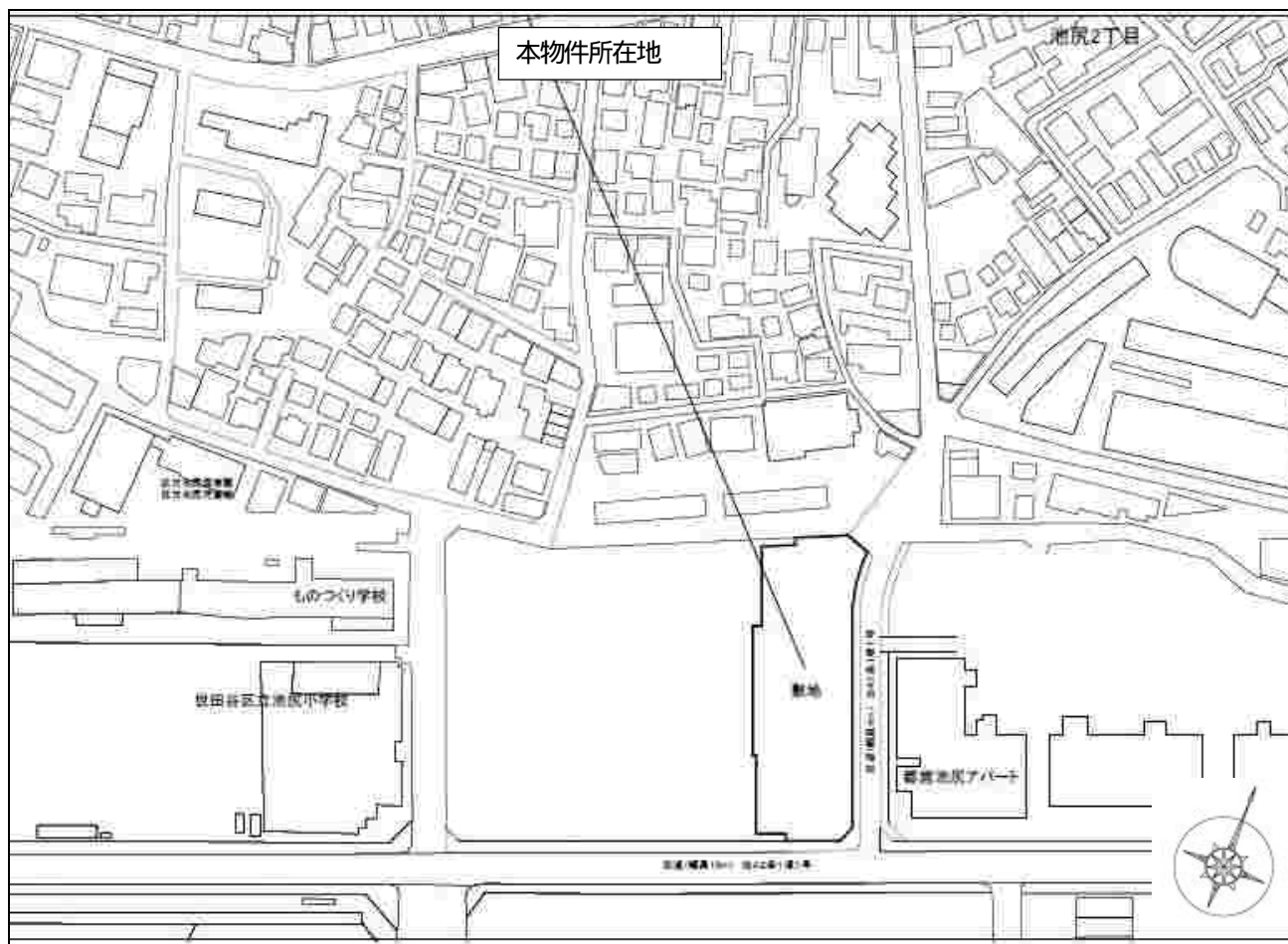
## 物件調書

所在（住居表示） 世田谷区池尻二丁目 3 番 11 号

### 貸付条件

- ・主な契約条件のとおり。
- ・5年間の貸付です。（更新はありません。）
- ・自動車の時間貸駐車場に限定します。
- ・駐車場管理の方法はフラップレス式（カメラ式）とします。
- ・駐車場の利用料金は1時間当たり400円を上限とします。
- ・本物件は、原則として舗装された現状での貸付となります。駐車場に関する発券機、看板類、照明等の付属設備や、新たに舗装、フェンス設置等が必要な場合は事業者の負担でお願いします。
- ・前面道路を破損した場合は、事業者の負担で補修していただきます。
- ・契約終了時には原則として、全て原状回復していただきます。

### 案内図

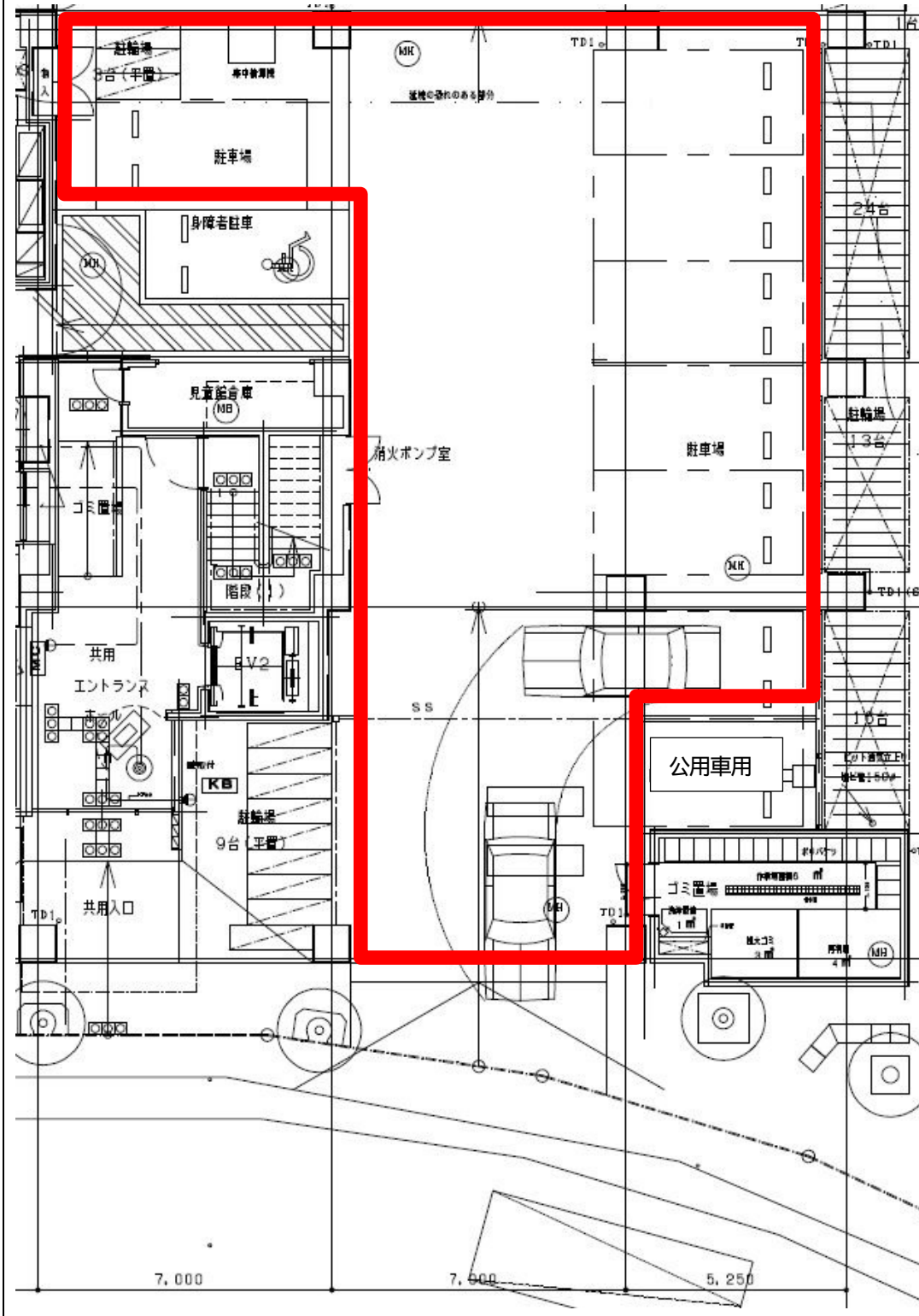


本図は正確な縮尺に基づくものではありません。  
現在の周辺状況と異なる場合があります。

## 明細図

- ・電気配線の状況については、別紙をご確認ください。
- ・年1回、建物設備点検のため電源の使用が止まります。

実測面積  
254.04 m<sup>2</sup>  
(図太枠内)



明細図が現況と相違している場合、現況が優先します。





一般競争入札参加申込書兼受付書

世田谷区長 あて

(申込者)

住所又は  
所在地

氏名又は  
名称

印

連絡先

(法人等の場合、担当者名等を記載)

担当部署

担当者名

連絡先

区有地等の貸付けについて、資格条件、内容等を承諾のうえ、一般競争入札への参加を申込みします。

1. 申込物件番号【1】有料時間貸駐車施設貸付

2. 物件の所在地

世田谷区池尻二丁目3番11号

受付印

記載見本

第1号様式(第3条関係)

平成30年 月 日

一般競争入札参加申込書兼受付書

世田谷区長 あて

(申込者)

住所又は 世田谷区世田谷4-21-27

印鑑登録をした印を押印してください

個人にあつては住民登録上の住所・氏名、法人にあつては商業登記上の所在地・商号を記載してください。

所在地

(電話番号)XX-XXXX-XXXX

称 (株)世田谷商事代表取締役社長 世田谷太郎

印

先

(法人等の場合、担当者名等を記載)

担当部署 支店 部

担当者名

連絡先 XX-XXXX-XXXX

区有地等の貸付けについて、資格条件、内容等を承諾のうえ、一般競争入札への参加を申込みします。

1. 申込物件番号【1】有料時間貸駐車施設貸付

2. 物件の所在地

世田谷区池尻二丁目3番11号

受付印

誓 約 書

下記の各事項に該当しない者であることを誓約します。

世田谷区長 あて

住所又は  
所在地

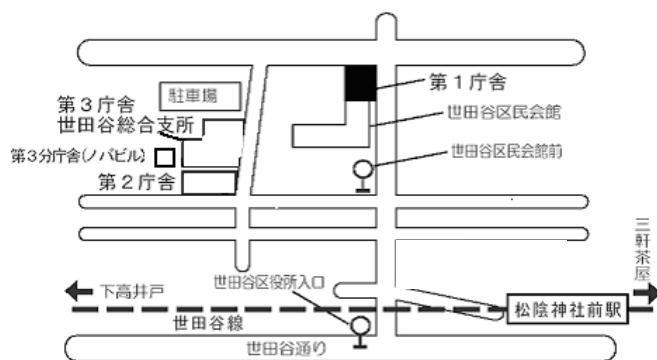
氏名又は  
名 称  
代表者名

印

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員
- (3) 世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者
- (4) 前3号に掲げる者の代理人その他の協力者
- (5) 税金の滞納があるもの
- (6) 落札者と決定されたにもかかわらず入札に付した土地又は建物について貸付契約を締結しなかった者で当該入札の日から2年を経過していないもの
- (7) 契約を締結したにもかかわらず契約期間中に契約を辞退した者で契約解約の日から2年を経過していないもの

## 世田谷区役所庁舎案内図



### 交通手段

- ・世田谷線松陰神社前駅徒歩 5分
- ・バス世田谷区民会館(渋谷駅・田園調布駅・五反田駅～世田谷区民会館)
- ・バス世田谷区役所入口(渋谷駅～上町・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅・調布駅南口)